# LeeZhao

# 里兆法律资讯

# LeeZhao Newsletters

www.leezhao.com

中国上海市浦东南路 360 号新上海国际大厦 27 楼 C 座 27C,New Shanghai International Tower,360 Pudongnanlu,Shanghai,P.R.C. Tel (86-21) 68863585 Fax (86-21) 68862070 Postal Code 200120

- Ÿ 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制,未经书面许可,不得转载、摘编等;
- 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明,以及里兆律师事务所的联系方式等内容,详见里兆律师事务所网站的订阅规则。
- Ÿ 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容, 请访问里兆律师事务所网站中的<u>"里兆法律资</u> 讯"栏目;
- Ÿ 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》,请与我们联系。

- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成した ものであり、書面での許可なしに、転載、編集等 してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、 著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の 連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブ サイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里 水法律情報」の欄をご覧ください。

\_ ~ \_ ML ~

# Issue 18 • 2006/07/08 ~ 2006/07/14

#### 一、相关新法令及新政策

# 一、関係する新法令及び新政策

# L 上海市安全生产监管局关于开展危险化学品 储存企业安全专项整治的通知

【发布单位】上海市安全生产监管局

【发布文号】沪安监管危化【2006】86号

【发布日期】2006-06-29

【施行日期】2006-06-29

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.shsafety.gov.cn/platformData/infoplat/pub/aii 13/docs/200607/d 92292.html

■ <u>危険化学品貯蔵企業安全個別整頓に関する</u> 上海市安全生産監督管理局による通知

【発布機関】上海市安全生産監督管理局

【発布番号】滬安監管危化【2006】86号

【発布日】2006-06-29

【施行日】2006-06-29

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.shsafety.gov.cn/platformData/infoplat/pub/aii 13/docs/200607/d 92292.html

### L <u>关于加强环保审批从严控制新开工项目的通</u> 知

【发布单位】国家环境保护总局办公厅

【发布文号】环办函【2006】394号

【发布日期】2006-07-06

【施行日期】2006-07-06

【提 示】根据该通知:

n 各地环境保护部门将对辖区内 2006 年以来的所有新开工固定 资产投资项目进行全面清理和 核查,加大环境执法力度,重点 查处不执行环境影响评价、违反 建设项目环境保护"三同时"制 ■ 環境保護の審査批准を強化し、新着エプロジェ クトを厳格に規制することに関する通知

【発布機関】国家環境保護総局事務室

【発布番号】環弁函【2006】394号

【発布日】2006-07-06

【施行日】2006-07-06

【コメント】この通知によれば、

n 各地の環境保護部門は、管轄区域 内の2006年以降の新着工の固定資 産投資プロジェクトについて、全面的 な整理と検査を行い、環境法律執行 の力を強め、環境影響評価を執行せ ず、建設プロジェクト環境保護の「三 度的项目:

- n 各地环境保护部门应严格审批 各类新、改、扩建项目。对超过 污染物总量控制指标、生态破坏 严重或者尚未完成生态恢复任 务的地区,应暂停审批新增污染 物排放总量和对生态有较大影 响的建设项目。对不能达标排放 或超过污染物排放总量规定的 企业,坚决不批准其新上项目;
- n 各地环境保护部门应严格执行 国家产业政策,从严控制产能过 剩、污染严重、高能耗、高物耗 行业的投资规模,把不符合科学 发展观、不利于可持续发展的投 资规模控制住。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.sepa.gov.cn/eic/6490868110327808 00/20060710/19639.shtml

- 同時」制度を守らないプロジェクトに対 し重点的に取り締まる。
- n 各地の環境保護部門は、各種の新規建設、改築、拡張プロジェクトについて厳格に審査批准しなければならない。汚染物総量規制指標を超え、生態破壊が厳重で、その上生態系の回復任務を完成していない地区生態系に大きな影響を及ぼすプロジェクトの新規建設の審査批准を一時停止する。排出基準が達成できず、又は汚染物排出総量規定を超過した企業に対し、その新規建設プロジェクトを断固批准しない。
- n 各地の環境保護部門は、国家産業政策を厳格に執行し、生産能力が過剰、汚染が厳重、エネルギー消耗が高く、物資消耗が高い業種の投資規模を厳格に規制しなければならず、科学的発展観に合致せず、持続可能な発展に不利がある投資規模を規制しなければならない。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。 http://www.sepa.gov.cn/eic/6490868110327808 00/20060710/19639.shtml

#### I 关于落实新建住房结构比例要求的若干意见

【发布单位】建设部

【发布文号】建住房【2006】165号

【发布日期】2006-07-06

【施行日期】2006-07-06

【提 示】该若干意见,进一步强调和解释了《国务院办公厅转发建设部等部门关于调整住房供应结构稳定住房价格意见的通知》【国办发(2006)37号】的相关内容。该若干意见明确指出:

- n 自 2006 年 06 月 01 日起,各城市(包括县城)年度(从 06 月 01 日起计算)新审批、新开工的商品住房总面积中,套型建筑面积 90 平方米以下住房(含经济适用住房)面积所占比重,必须达到 70%以上。
- n 套型建筑面积是指单套住房的 建筑面积,由套内建筑面积和分 摊的共有建筑面积组成。

【相关法令全文】请点击以下网址查看:

n 《国务院办公厅转发建设部等部门关于调整 住房供应结构稳定住房价格意见的通知》【国 办发(2006)37号】

http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200605300846224519

n 《关于落实新建住房结构比例要求的若干意见》【建住房(2006)165 号】

#### ■ 新規建設住宅構造比率要求を実行することに 関する若干意見

【発布機関】建設部

【発布番号】建住房【2006】165号

【発布日】2006-07-06

【施行日】2006-07-06

- 【コメント】この若干意見は、「国務院官庁が建設部等の部門のために転送する『住宅供給構造の調整と住宅価格安定意見』に関する通知』」【国弁発(2006)37号】の関係内容を更に強調・解釈している。この若干意見には次のことが明確化されている。
  - n 2006年06月01日から、各都市(県を含む)が年次的に新しく(06月01日より起算する)審査批准する新着工の分譲住宅の総面積の中、建築面積が90平方米以下の住宅(エコノミー住宅を含む)の面積は、70%以上に達しなければならない。
  - n 建築面積とは、一戸の住宅の建築 面積と按分した共同建築面積の合 計のことを指す。

【関係する法令全文】下記 URL をクリックしてください。

n 「国務院官庁が建設部等の部門のために転送する『住宅供給構造の調整と住宅価格安定意見』 に関する通知』」

【国弁発(2006)37号】

http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code= 200605300846224519

n 「新規建設住宅構造比率要求を実行することに

http://www.cin.gov.cn/indus/file/200607140

関する若干意見」【建住房(2006)165 号】 http://www.cin.gov.cn/indus/file/2006071401 .htm

#### 【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容 或需要相关日文翻译服务,请与我们联系;
- Ÿ 本栏目所公布的网址通常为官方网址,如果 无法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我 们联系。

#### 二、相关新信息

### ■ 外资银行在华经营新规即将出台

中国银监会主席刘明康在香港透露,2006 年 12 月 11 日是中国银行业开放的时间表,目前银监 会正会同其他部门制定外资银行在华经营的新 规,预计不久将会颁布。中国将允许外资银行选 择两种发展模式,一方面外资银行在内地的业务 不会再受到地域及分行数目限制,外资银行可以 申请开设新分行,这些分行可以得到国民待遇, 另外,外资银行也可以选择本地注册,享有国民 待遇。

(摘自 2006 年 07 月 12 日中国金融网)

#### I <u>享受"两免三减半"税收优惠政策的生产性</u> 外商投资企业的界定

根据《中华人民共和国外商投资企业和外国企业所得税法》及其实施细则的规定,生产性外商投资企业,经营期在十年以上的,从开始获利的年度起,第一年和第二年免征企业所得税,第三年至第五年减半征收企业所得税,我们通常称之为"两免三减半"的税收优惠政策。外商投资企业要享受"两免三减半"的税收优惠政策,需要注意如下条件:

#### 1. 属于生产性外商投资企业

国家税务总局对外商投资的若干行业是否属于生产性外商投资企业作了肯定性和排除性的列举:

#### 【注】

- Ÿ 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳の サービスが必要な場合には、私共にご<u>連絡</u>ください。
- Ÿ ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、 リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただ くか、私共にご連絡いただければと思います。

#### 二、関係する新たな情報

# Ⅰ 外資銀行の在中国の経営に関する新法令がもうすぐ登場する

中国銀行業監督管理委員会主席劉明康氏が香港で明らかにしたところでは、2006 年 12 月 11 日は中国銀行業界の開放のスケジュールであり、現在、銀監会はその他の部門と共同で、外資銀行の在中国の経営に関する新法令を制定しており、まもなく発布する見込みである。中国は外資銀行に2つの発展メカニズムの選択しを与え、外資銀行の中国内陸における業務に対する地域・支店数の上の制限が消えてゆき、外資銀行は支店の新設を申請することができ、これらの支店は内国民待遇を受けることができる。一方で、外資銀行は現地登録を選択することができ、内国民待遇を享受することができる。

(2006年07月12日版中国金融網より抜粋)

# 「二免三減半」の税収優遇政策を享受する生産 型外商投資企業の定義

「中華人民共和国外商投資企業と外国企業所得税法」及びその実施細則の規定によると、生産型外国投資企業は、経営期間が 10 年以上の場合、利益を計上した年度から、1年目と2年目は企業所得税が免除され、3年目から5年目までは企業所得税が半減されることになっており、これが一般的にいわれる「二免三減半」の税収優遇政策である。外商投資企業が「二免三減半」の税収優遇政策である。外商投資企業が「二免三減半」の税収優遇政策を享受する場合には、次の条件に注意しなければならない。

# 1. 生産型外商投資企業であること

国家税務総局は、外商投資による幾つかの業界が 生産型外商投資に該当するかどうかについて、肯定的 な例と消去法による例を挙げている。

属于生产性外商投资		不属于生产性外商投		生産型外商投資企業		生産型外商投資企業に		
	企业的行业:		在业的行业:			に該当する業界:		該当しない業界:
1.	机械制造、电子工	1.	从事室内外装		1.	機械製造、電子工	1.	室内外の装飾、飾
	业		修、装璜或室内			業		付、又は室内設備
2.	能源工业(不含开		设施的安装调		2.	エネルギー工業(石		の取付と調整への
	采石油、天然气)		试:包括从事电			油、天然ガスの採		従 事。エレベータ
			梯、电扶梯安装			掘を含まない)		ー、エスカレーターの
3.	冶金、化学、建材		的企业和从事		3.	冶金、化学、建材		取り付けを行なう企
	工业		对粗装建筑物、			工業		業及び建築物、構
4.	轻工、纺织、包装		构筑物进行地		4.	軽工業、紡績、梱		築物について、床や
	工业		面、表面铺装、			包工業		表面の舗装を行な
5.	医疗器械、制药工		门窗等设施安		5.	医療器械、製薬工		ったり、窓等の設備
	业		装的企业			業		を取付ける企業を
6.	农业、林业、畜牧				6.	農業、林業、牧畜		含む
	业、渔业和水利业	2.	从事广告、名			業、漁業及び水利	2.	広告、名刺、イラス
			片、图画等制作			業		ト等の製作業務及
7.	从事生产技术的		业务和书刊发		7.	生産技術に従事す		び書簡の発行
	科学研究和开发		行			る科学研究と開発		
8.	直接为生产服务	3.	从事食品加工		8.	生産に直結する科	3.	食品加工への従
	的科技开发、地质		制作,主要是用			学技術開発、地		事、主に自設レスト
	普查、产业信息咨		于自设餐饮厅			質の全面調査、産		ラン又は店舗での販
	询和生产设备、精		或铺面销售			業情報コンサルティ		売用のもの
	密仪器维修服务	4.	从事家用电器			ングと生産設備、	4.	家庭用電器の保守
	业		维修和生活器			精密計器の保守		及び生活器具の保
			具维修			サービス業		守
9.	建筑业	5.	外商投资企业		9.	建築業	5.	外商投資企業が生
10.	外商投资企业专		将全部财产出		10.	7 1 1-1 12C 2C 2C 2C 1C 1C		産・経営用に全部
	门从事为开发土		租给承租人进			別途に土地の開		の財産を借主に貸
	地、建筑房屋而进		行生产、经营的			発、建物の建築の		し出す場合
	行平整土地业务	6.	专业从事房地			ために整地業務に	6.	不動産開発の経営
	的,可视为建筑业		产开发经营			従事する場合は、		に専門に従事する
	企业	_	1. S. 11			建設業企業と見		場合
		7.	专门从事投资			なすことができる	7.	投資業務に専門に
11.	从事建筑、安装、		业务的外商投		11.			従事する外商投資
	装配工程设计和		资企业按照有			工事設計の取		企業が、関係法規
	为工程项目提供		关法规从事投			扱、及び、工事プ		に基づき. 従事す
	劳务(包括咨询劳		资业务及与投			ロジェクトのための		る投資業務及び投
	务)		资有关的其它			労務提供(コンサ		資と関係するその他
			业务			ルティング労務を		の業務
	<i>→1,5,1</i> →4, 11 , <del>→</del> 4	8.	从事进出口商			含む)	8.	輸出入商品の品
12.			品品质、规格、		12.	交通輸送業(旅		質、規格、数量、
	客运)		数量、重量、包			客運搬業務は含		重量、梱包、価格
			装、价格等的委			まない)		等の委託検査、鑑
13.	用自有的运输工		托检验、鉴定、		13.	自社用の運搬用		定、認証等の業務
	具和储藏设施,直		认证等业务			具と貯蔵施設を		
	接为客户提供仓	9.	投资从事旅游			利用して、顧客に	9.	旅行観光ケーブルカ
	储、运输服务		观光缆车、索道			倉庫、輸送サービ		ー、ロープウェーサー
		40	服务业务			スを直接に提供す		ビス業務への投資
	11 <del></del>	10.	从事邮电通信		١	3	10.	郵便•電信通信業
14.	从事搬家、搬运业		业务		14.	引越し、運搬業		務
	务的外商投资企	11.				務を取り扱う外商	11.	持分投資及び譲
	业,但不包括从事		及转让、以及为			投資企業、だが、		渡、企業のための
	函件物品(特快)		企业提供创业			書状物品(特急)		創業投資マネジメン
	传递业务的外商		投资管理、咨询			の転送業務を取り		ト、コンサルティング
	投资企业		等服务的创投			扱う外商投資企		等のサービスを提供
4-	11 車樹美 美陸	40	企业			業は含まない		するベンチャー企業
15.	从事饲养、养殖	12.	外商投资企业		15.	飼育、養殖(水産	12.	外商投資企業が商
	(包括水产品养殖)、种植业(包		专门从事购进商品进行简单			品の養殖を含		品を購入し、簡単
Ì	7日 J、 かりが目 NV ( 17J.	Ì	网品洲红面里	ı I	1	お) 栽培業(花	1	た組立 仕訳 梱

な組立、仕訳、梱

商品进行简单

む)、栽培業(花

殖)、种植业(包

括种植花卉)、饲 养禽畜、犬、猫等 动物

组装、分装、包 装、清洗、挑选、 整理后销售的 业务(未改变原 商品的形态、性 能、成分的)

16. 从事污水、垃圾处 理业务

17. 国家人民防空部 门与外商共同投 资举办、从事中国 人民防空工程的 建设、改造投资业 务

【备注】

优惠政策。

飼育 16. 汚水、ゴミ処理業

卉の栽培を含

む)、家畜家禽、

犬、猫等の動物の

包、清浄、選別、 整理した後で販売 を行なう業務(もと の商品の形態、性 能、成分は変わら ない)

17. 国家人民防空部 門と外商が共同で 出資し設立した、

中国人民防空工 事の建設や改造 投資業務

#### 【備考】

外商投資企業の営業許可証で限定する経営範囲 に生産性業務と非生産性業務のどちらもある場合、又 は、営業許可証で限定する経営範囲には生産性業 務しかないが、実際には、非生産性業務も取り扱って いる場合には、税法で規定する企業が利益を計上した 年度から起算する税金の減免期限内であれば、企業 はその生産性経営の収入が全部の業務収入の50%を 超えた年度においては、その年度に相応の税金の免 除・減額の待遇を受けることができる。その生産性経営 の収入が全部の業務収入の 50%に満たない年度にお いては、その年度に相応の税金の免除・減額の優遇を 受けてはならない。また、外商投資企業の営業許可証 に限定する経営範囲に生産性業務がない場合には、 実際の経営活動において生産性業務の割合がどれだ けあるとに係らず、生産型企業として税収優遇政策を 享受してはならない。

2. 经营期在十年以上 若实际经营期不满十年的,应当补缴已免征、 减征的企业所得税税款。

外商投资企业的营业执照所限定的经营范围

兼有生产性业务和非生产性业务的,或者营业执

照所限定的经营范围仅有生产性业务, 但其实际

也从事非生产性业务的,在税法规定的从企业开

始获利年度起计算的减免税期限内,企业可在其

享受该年度相应的免、减税待遇: 其在生产性经

营收入未超过全部业务收入 50%的年度,不得享

受该年度相应的免、减税优惠待遇。此外,外商

投资企业的营业执照所限定的经营范围无生产性

业务的,无论其实际经营活动中,生产性业务的

比重多大,均不得作为生产性企业享受有关税收

生产性经营收入超过全部业务收入 50%的年度,

3. 从开始获利年度起计算"两免三减半"

开始获利年度,是指企业开始生产经营后, 第一个获得利润的纳税年度。根据相关规定:

- 1) 企业开办初期有亏损的,可按规定逐年结 转弥补,以弥补后有利润的纳税年度为开 始获利年度。
- 2) 当从企业获利年度起连续计算,不得因中 间发生亏损而推延。

若外商投资企业于年度中间开业,当年获得 利润而实际生产经营期不足六个月的,企业选择 就当年获得的利润依照税法规定缴纳企业所得税 的, 其免征、减征企业所得税的期限可推延于下 一年度起计算; 下一年度无论是盈利还是亏损, 均应作为免征、减征所得税年度的开始,不得因 为企业下一年度发生亏损而重新确定开始获利的 年度及再推延计算免征、减征企业所得税的期限。

(里兆律师事务所 2006 年 07 月 14 日整理编写)

#### 2. 経営期間が10年以上であること

実際の経営期間が 10 年に満たさない場合は、すで に免税・減額された企業所得税の税金を追納しなけれ ばならない。

#### 利益を計上した年度から「二免三減半」を計 算することになる

利益を計上した年度とは、企業が生産経営を開始 した後で、1 年目の利益を計上した納税年度を言う。 関係規定によれば、次の通りである。

- 1) 企業に設立当初、損失がある場合は、規定 に従って、次期繰越して補填でき、補填後に 利益の出た納税年度が利益計上した年度と なる。
- 2) 企業の所得税免除・減額の期限は、企業が 利益を計上した年度から連続して計算しな ければならず、途中で損失が発生したからと いって期限を引き延ばしてはならない。

外商投資企業が年度の途中で開業し、その年に利 益が出ても、実際の生産経営期間が6ヶ月に満たない 場合は、企業はその年に獲得した利益は税法の規定 に従って企業所得税を納付するようにし、企業所得税 の免除・減額の期限を翌年度から起算するように延ば すことができる。翌年度には、利益が出ても、損失が出 ても、いずれも所得税を免除・減額する年度が始まり、 企業は翌年度に損失が出たからといって、利益計上の 年度を改めて確定し、企業所得税の免除・減額の期 限を更に引き延ばしてはならない。

(里兆法律事務所が2006年7月14日付けで作成)

# I <u>关于外商投资的有限责任</u>公司的出资期限

《中华人民共和国公司法》(主席令 2005 年 第 42 号;以下简称"新《公司法》")实施后,关于外商投资的有限责任公司出资期限的立法冲突问题,律师编写了《关于外商投资企业出资期限问题的立法冲突》,并刊登在《里兆法律资讯》(Trial2 • 2006/02/11~2006/02/17)。随着《关于外商投资的公司审批登记管理法律适用若干问题的执行意见》(工商外企字【2006】81 号,以下简称"《执行意见》")以及《关于外商投资举办投资性公司的补充规定》(商务部令 2006 年第 3 号)的出台,上述立法冲突问题得到了解决。根据前述法律,目前关于外商投资的有限责任公司的出资期限问题,律师简要整理如下:

企业类 型	出资形 式	出资期限		
外商独	一次性 缴付出 资	• 自营业执照签发之 日起6个月内缴足		
资合外中作限公	分 期 缴付出资	<ul> <li>首期出资不低于认缴额的15%</li> <li>首期出资自营业执照签发之日起3个月内缴足</li> <li>其余出资在2年内缴足</li> </ul>		
投资性公司	<ul><li>自营业执照签发之日起2年内出资不低于3000万美元</li><li>其余出资5年内缴足</li></ul>			

尽管,目前关于外商投资的有限责任公司的 出资期限问题,已经明确。但是,鉴于上述规定 仍与新《公司法》关于有限责任公司的出资期限 的规定("首次出资额不得低于注册资本的 20%, 也不得低于法定的注册资本最低限额,其余部分 由股东自公司成立之日起 2 年内缴足")不同,律 师认为,长远来看,新《公司法》的相关规定可 能是今后外商投资的有限责任公司的出资期限问 题进行法律调整的方向。

(里兆律师事务所 2006 年 07 月 14 日整理编写)

#### ■ 外商投資の有限責任公司の出資期限について

「中華人民共和国会社法」(主席令2005年第42号。以下、新「会社法」という)の実施後、外商投資の有限責任公司の出資期限の立法上の矛盾の問題について、弁護士は「外商投資企業の出資期限に係る問題の立法上の矛盾について」という文章を作成し、「里兆法律情報」(Trial2·2006/02/11-2006/02/17)に掲載した。その後、「外商投資の会社の審査批准登記管理の法律適用の若干問題に関する執行意見」(工商外企字【2006】81号、以下、「執行意見」という)及び「外資投資による投資性公司(傘型企業)に関する補充規定」(商務部令2006年第3号)の打ち出しに伴い、上記の立法上の矛盾の問題が解決された。上記の法律に基づき、現在、外商投資有限責任公司の出資期限の問題について、弁護士は以下の通り簡潔にまとめる。

企業の 類型	出資の形式	出資期限			
外商独	出資金額を 1 回で全額 払い込む。 出資金額を	<ul> <li>営業許可証の交付日より6ヶ月以内に全額払い込む。</li> <li>第1回目の出資金</li> </ul>			
員合外中 作限公 の責司 の申、合有任	山貝亚領で 分割して払 い込む。	<ul> <li>第1回日の出資金額は払込額の 15%を下回らない。</li> <li>第1回目の出資金額は、営業許可証の交付日より3ヶ月以内に払い込む。</li> <li>その他の出資金額は、2年以内に払い込む。</li> </ul>			
投資性公司	<ul><li>営業許可証の交付日より2年以内の出資金額は3000万米ドルを下回らない。</li><li>その他の出資金額は、5年以内に払い込む。</li></ul>				

外商投資の有限責任公司の出資期限の問題が既に明確にしているにもかかわらず、上記の規定は、新「会社法」に定める有限責任公司の出資期限に関する規定(「第1回目の出資金額は登録資本の20%を下回ってはならず、法定の登録資本金の最低額を下回ってはならない。その他の部分は会社成立日より2年以内に出資者がこれを払い込む」)とは矢張り異なっている。弁護士は、長期的にみれば、新「会社法」の関係する規定は今後、外商投資の有限責任公司の出資期限の問題に係る法律調整の方向であろうと考える。

(里兆法律事務所が2006年7月14日付けで作成)